

令和6年度（2024年度）事業計画

I 基本方針

少子高齢化や人口減少等、社会構造の変容を背景に、格差や社会的孤立による福祉課題の複雑化、深刻化がコロナ禍を経てより顕著になっています。

中央区社会福祉協議会（以下、本会）においても、引き続き、外国にルーツを持つ住民の割合の高さや、タワーマンションをはじめ住戸の約9割が集合住宅であること、さらに、区民の転入出が多いといった中央区の特色に合わせ、住民の方々が生きがいとやりがいを感じながら、孤立せず生活できる地域を作るために、新たな活動や交流の場の創出、ボランティア活動の活性化、コロナ禍で途切れたり停滞した地域のつながりや活動を活性化していく支援を行っていくとともに、制度の狭間の課題をはじめ新たな福祉課題に対応のため、地域団体や各種機関、行政等との連携をすすめ、課題の早期発見、相談体制の強化に努めます。

令和6年度は、令和3年度に策定した5か年計画「地域福祉活動推進計画（第2期）」の4年目となります。計画策定当初との状況の変化をふまえつつ、達成状況を見ながら「誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる」地域共生社会の実現のため、以下の4つの内容をベースとして事業を進めていきます。

（地域共生社会の実現に向けて）

1. 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合い、地域社会の一員として日常生活を営み、社会の活動に参加する地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係機関等との連携や協働の体制を強化していきます。

そのために組織内での横断的な連携の推進と必要な人材の育成に努めます。

（困りごとを拾う）

2. 多様化する福祉課題に対応するため、地域住民や地域の様々な社会資源、各分野の相談機関や支援組織等とのネットワークの構築を促進することを通して、課題の早期発見と対応を、本会の総合力を活かして行います。

(参加支援)

3. 多様な世代の方が地域活動に参画できるよう、地域住民や企業・事業所、学校等への福祉学習やボランティア講座を通じた啓発活動を行い、新たな地域活動の担い手の発掘と育成に努めます。

また、地域住民が身近な地域で寄り添い支え合う「居場所づくり」について、関係機関のネットワークを活かし、その立ち上げと運営支援に取り組みます。

(地域づくりに向けた支援)

4. 地域の様々な社会資源や地域住民との地域課題の共有と、その課題を協働して解決するしくみづくりのために、地域住民・活動者との顔の見える関係づくりと、日頃の活動の支援を大切に行います。

また、多様な地域活動の担い手の発掘・育成や活動の場とのマッチング、活動者相互のつながりづくりを積極的に行います。

II 暮らしの安心を支えるまちづくりの推進

1. 地域福祉事業

既存の制度や支援体制では対応が困難な福祉課題を抱えていたり、複合した福祉課題がある方が地域の中で孤立しないよう、地域の方々や専門機関等とのネットワークを構築する等の支援のしくみづくりを、各職員が連携し、本会の総合力で行います。

(1) 区生活支援課暮らし支援窓口との連携による生活困窮者への支援

暮らし支援窓口との密な連携のもと、様々な生活課題や福祉課題の解決・支援に向けて、地域住民組織と関係機関のネットワークにより、地域での支え合いのしくみづくりを行います。また、「地域におけるニーズキャッチのしくみづくり」「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」に取り組みます。

(2) 生活困窮者支援体制強化事業の推進【新規】

特例貸付の借受世帯をはじめ福祉課題を抱える区民にはたらきかけ、生活に関する困りごとの相談の機会を創出し、対象者の包括的・継続的な支援に区社協全体ならびにほっとかへんネット中央と連携・協働して取り組みます。

①福祉総合相談の機会をつくり、深刻化・複雑化した課題に対して解決に向けた支援に取り組みます。

- ② 顕在化した社会的孤立に対して、安心安全な居場所の提供に加え、得意が活かせる就労体験の場の提供に取り組みます。
- ③ 地域福祉ネットワークと生活福祉資金相談担当との連携を密にし、困りごとを逃さず、必要な支援につなげます。

(3) 外国にルーツを持つ世帯への支援

ことばの壁や文化の違いなどに起因する複合的な課題に対応するため、地域福祉ネットワークを中心とした本会職員の連携を密にして取り組みます。



① 地域交流

外国にルーツを持つ方々が、地域の中で活躍することができるよう支援します。



② コミュニケーションの促進

「やさしい日本語」の研修会を、企業、学校及び小地域において実施し、地域における、顔の見える関係づくりと円滑なコミュニケーションを推進します。



③ 子どもの学習支援

学校での勉強に不安をもつ児童への学習支援及び放課後の居場所となる場の運営及び新規立ち上げを支援します。

④ 防災活動への参画

災害に備えて、防災に関する啓発及び情報の伝達等について、地域住民とともに考える機会が持てるよう支援します。

(4) あおい製作所の運営【拡充】

就労準備支援を実施している事業所や支援者等と連携しながら、福祉的な課題等により地域や社会との関わりが少なく、就労することが難しい方を対象に、安心感が得られ、役割や生きがいを感じることができる居場所を提供するため「あおい製作所」を運営します。居場所の中だけでなく、地域や社会の一員であると感じることができることを目標に、取り組みを行います。

また、本事業の運営を支援するボランティアグループとの連携を強化し、支援者、関係機関及び地域の活動団体等とのネットワーク構築に取り組みます。あわせて、社会や地域とのつながりを強化するため、「あおい製作所」がどんな役割を担っているか、どんな製品をどんな思いで制作しているかを地域の方に広く周知していくことができるような仕組みを作ります。

(5) 社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット中央）事務局の運営

ほっとかへんネット中央の事務局として、法人の地域公益的活動が、課題を抱える方々を支援するしくみのひとつとなるよう取り組みます。

また、災害時に施設同士及び近隣地域と連携・協働できるよう働きかけを行います。

あわせて、区内の社会福祉法人同士の顔の見える関係づくりを強化することにより、小地域単位で多分野の社会福祉法人が連携し、総合力で地域における福祉課題に対応できるつながりづくりを進めます。

その中で、各施設の専門職が地域の困りごとに耳を傾け、相談を受けていく機会を増やすとともに、社会的孤立により、地域や社会とのつながりが途絶えている方たちに、就労のきっかけづくりのしくみを作ります。



(6) 「つながり」づくりの推進

ボランティアセンター登録のボランティアとつどいの場とのマッチングを行う「つながり応援事業」や「かもめんウォークラリー」等の事業を通じて、「つながり」づくりの推進や地域活動の活性化を図ります

(7) 地域福祉活動の多様な担い手の発掘とマッチング

地域住民、ボランティア、NPO 団体、社会福祉法人・社会福祉施設、企業等の多様な担い手が、中央区内における様々な地域活動を行うなかで課題である「担い手の発掘・育成」や「活動の場とのマッチング」、「活動者相互のつながりづくり」において、地域活動の支援を行います。

また、高校生、専門学校生及び大学生等の活動をコーディネートし、地域におけるボランティア活動の多世代化を目指します。

2. 高齢者福祉事業

生活支援コーディネーターを中心として、地域団体及び地域の支援者並びにあんしんすこやかセンター等の関係機関と連携し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守り活動や生活課題に対応できる支援体制の構築を図ります。

また、新たに生じた課題に柔軟に対応しながら、地域支え合い活動の推進を行います。

(1) 生活支援体制の整備

多様な主体による必要なサービスの提供により、高齢者を地域で支えていく地域づくりの体制整備を行います。

軸としては、コロナ禍以降増加している認知症高齢者への対応として、見守り活動等の新たな担い手の発掘と育成を行い、住民だけでなく、店舗や事業所、関係機関も含めた地域での見守りを広げていく体制整備を行うこと、フレイル予防の強化のため、高齢者自身の健康づくりや外出の促しとなる取り組み

として、ウォークラリーの開催ならびに自主グループの立ち上げに向けた支援を行います。

(2) 高齢者見守り調査の実施

民生委員児童委員協議会と連携し「高齢者見守り調査」を継続して実施します。

(3) 小地域における見守りネットワークの推進

地区民生委員児童委員協議会や復興住宅を単位として、ひとりぐらし高齢者等の要援護者に関わる地域の支援者と共に、見守りや支援が必要な世帯の早期発見とケース別支援策の検討及び情報交換を定期的に行い、友愛訪問等の支援活動の充実や支援者と専門機関の連携及びネットワークづくりの促進を図ります。

また、見守り活動支援として、ひとりぐらし高齢者等と地域や社会資源とをつなぐツールを作成します。



(4) ひとりぐらし高齢者ふれあい給食サービス事業

閉じこもりがちなひとりぐらし高齢者等に地域参加の機会を提供し、孤独感の解消と相互のふれあいを深めることを目的に、給食会を通じた交流事業を実施する地域団体に対し、助成等の支援を行います。

(5) ひとりぐらし高齢者等友愛訪問活動事業

民生委員児童委員と友愛訪問ボランティアが協力し、ひとりぐらし高齢者等を対象に定期的な見守り活動（友愛訪問）を実施するグループに活動助成及び研修等の支援を行います。

(6) テレフォンサポート「お達者コール中央」の実施

電話によるお元気確認・話し相手を希望するひとりぐらし高齢者を対象に、ボランティアが定期的に電話し、会話の中で把握した困りごと等を関係機関につなぎます。また、昨年度より増員したボランティアの円滑な活動と定着の為に、ボランティア同士の情報共有の場を持って課題とスキルの共有を行います。

(7) 「つどいの場支援事業」の実施

地域住民等によって運営され、高齢者の誰もが自由に参加できる「つどいの場」の運営や新規立ち上げ支援を行います。つどいの場の充実により、高齢者の介護予防と地域における支え合いの体制づくりを進めます。

(8) エンディングノートの活用の推進

住み慣れたまちでいつまでも元気に、心豊かに過ごしていけるよう、エンディングノートの活用を推進します。支援者には、対象者とのコミュニケーションツールとしての活用、また地域においてはエンディングノートを活用した終活を考える機会を設けます。

3. 子育て支援事業

地域の方々や中央区内の子育て担当部署や子育て関係機関との協働による地域の子育て支援活動を行うとともに、子育ての悩みを身近な居場所において相談できるような相談体制を構築し、仲間づくりや虐待の防止につなげます。

加えて、学校・家庭以外の子どもたちにとっての第三の居場所である地域における「こどもの居場所」の支援を行い、孤食防止及び学習意欲の向上を図りながら、子どもたちが安らぎや安心を感じ、自己を安定させるための取り組みを推進します。

なお、協定の見直しにより、これまで本会が神戸市社会福祉協議会とともに行っていた4児童館と2学童保育コーナーの管理運営業務については、令和6年度より、神戸市社会福祉協議会に一元化されます。

(1) 区内児童館及び放課後児童クラブの運営支援

中央区内 11 児童館・10 学童保育コーナー（2 学童保育コーナーは灘区）との連絡を密に取り、巡回支援をしながら課題解決を共に目指します。

- ① 子育てコーディネーターによる児童館及び学童保育コーナーの巡回
- ② 児童館職員の資質向上を目指した本会主催の研修会を実施（年3回）
- ③ 合同館長会を開催し、情報交換等で各館の工夫や課題を共有し、適切な運営を目指す機会をつくります。（年2回）

(2) 発達がゆっくりな児童及び保護者への対応支援強化事業

放課後児童クラブにおいては、困り感を持った児童が増加し、子ども同士や保護者とのトラブルが増えてきており、大きな課題となっています。児童館が、子どもにとって安心・安全な場所となるために、児童館職員の児童対応・保護者対応のスキルアップを支援します。

- ① 困り感を持った児童が在籍する児童館への臨床心理士派遣
- ② 発達に課題のある子どもやその保護者への支援をテーマとした児童館職員研修の実施



(3) こどもの居場所づくり事業への支援

情報交換会を実施し、団体の横のつながりや交流を促します。また、現状とニーズの把握を行い、新規活動の立ち上げや既存の居場所への運営支援を推進するとともに、運営団体や地域住民及び関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育て世帯の見守りネットワークを構築していけるよう、本会の総合力を活かし進めます。



(4) 中央区子育て応援事業

区内の乳幼児在宅育児家庭の孤立を防ぐことを目的として、区内 11 児童館及びおやこふらっとひろば中央と連携し、中央区役所及び中央区文化センターを活用した乳幼児親子向けのイベントを実施します。

また、児童館職員が子育て支援関係者ととともに事業を企画・準備することにより、子育てネットワークの強化と職員の資質向上を図ります。



(5) 外国にルーツを持つ児童への支援 (再掲)



(6) 子育て世帯包括支援

中央区内での虐待案件が増えている現状をふまえ、中央区役所内の子育て支援担当部署と連携し、身近な社会資源である児童館をはじめとする子育て支援施設を活用した在宅育児家庭への支援を強化します。

① あそびの講師派遣事業【新規】

区内児童館や子育てサークルへ親子ふれあいあそびの講師を派遣し、初めて児童館や子育てサークル等にあそびに出かける親子のきっかけづくりに取り組みます。

② 「おしゃべりほっとタイム (子育て相談事業)」

子育てに関する悩みを気軽に話せる場をもち、育児不安の解消、仲間づくりに取り組みます。また、虐待の防止及び早期発見につなげます。

4. 障がい者福祉事業

地域における障がい者への理解を深めるとともに、障がい者の自立や社会参加等を支援するため、当事者や支援者のネットワークと連携します。

(1) 障がい者(児)への理解促進、啓発 【拡充】

区自立支援協議会や障がい者団体・事業所と連携し、助け合いの心を育み、多様な障がい特性への理解促進を図ることを目的に体験講座を実施します。



① 夏休み子ども手話講座

② 障がい者スポーツ体験

③ 障がいについて理解を深める講座

(2) 中央区自立支援協議会への参画

地域における障がい者に関する課題の共有や関係団体等との連携を図るため、中央区自立支援協議会の活動への参加、協力を積極的に行います。

(3) 手話入門講座の開催

「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、広く区民に対し、聴覚に障がいのある方への理解を促進し手話活動の裾野を広げるため、手話入門講座を開催します。また、夏休みには小学生向けに、子ども手話講座を開催します。

5. 相談・援助事業

総合相談体制の構築を目標に、本会職員のチーム力を活かした対応を行うとともに、中央区役所各課及び関係機関との連携を密にし、相談者の課題解決に努めます。

(1) 心配ごと相談所の運営

中央区民生委員児童委員協議会の協力により、毎月第2火曜日に窓口を設置し、区民が相談しやすい環境整備を行います。

(2) 生活福祉資金の貸付相談

生活福祉資金の貸付相談に対応するとともに、生活困窮者自立支援事業等との連携により、低所得世帯の経済的自立や社会参加の促進、生活再建を支援します。

(3) 生活困窮者支援体制強化事業の推進（再掲）

(4) 成年後見制度の利用手続き 中央区相談窓口の開設

神戸市社会福祉協議会成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の案内窓口を毎月第4木曜日に設置します。

Ⅲ つながり、支え合うこころの醸成

1. ボランティアセンターの運営

ボランティア活動への登録促進と、ボランティア活動者と依頼者とのコーディネートがスムーズに行う体制づくりのため、講座や研修会の実施及びボ

ランティア活動の環境の整備に努めます。

また、地域課題に対応するための新たな担い手の発掘や養成に向けて、講座受講生を活動につなげるための取り組みを行います。

(1) ボランティア講座・交流会の開催

① 施設ボランティア養成講座【新規】

高齢者・障がい者・保育等、中央区内の福祉施設で活動を希望する方を対象とした講座を開催します。コロナ禍で縮小したボランティアの活動の場を広げるとともに、受入施設側にも、ボランティア受け入れの心構え等を学んでいただき、ボランティア活動の活性化と定着化につなげます。

② セカンドライフ応援講座 第三期

退職後や子育てがひと段落された方などを対象に、“生きがい”や“やりがい”を見つけることや、これまでの知識・技術・経験等を有効活用し自らが生活する地域に目を向けて地域課題解決のためのボランティア活動へとつなぐことを目的として開催します。第三期目の今回は、登録ボランティアによるボランティア体験ブースの回を設け、受講生だけでなく地域の活動者にも参加を呼びかけ、幅広い方にボランティアの活動を知っていただく場とします。



③ 中央区ボランティア交流会

中央区ボランティアセンターに登録する個人、団体が主体となり、情報交換及び交流を行うことによる活動の活性化とボランティアのモチベーションアップ、スキルアップをねらいとして開催します。

④ 中央区手話入門講座 (再掲)

(2) ボランティア活動の支援

「ボランティア災害共済」の手続き業務や「県民ボランティア活動助成」等の助成金情報の提供及び車いす・高齢者疑似体験セット等の備品の貸出、ボランティアルームの使用受付等といったボランティア活動の環境の整備等、ボランティア活動に対する支援を通じて、活動の活性化を進めます。

(3) 福祉教育の推進

小・中・高校生等を対象に、体験的な学びを通して福祉への啓発と理解促進を目的に福祉教育プログラムを実施し、次世代の福祉の担い手育成に努めるとともに、地域の支え合い活動へのボランティア参加の促進を図ります。

① 認知症ジュニアサポーター養成講座

中・高校生が認知症高齢者及び家族の気持ちを考えながら認知症についての理解を深めるとともに、支援のあり方について考える機会を持ちます。

また、生活支援コーディネーターとボランティアコーディネーターが連携し、受講後の地域における支え合い活動へのボランティア参加を促し、地域の一員としてのこころの醸成を図ります。

② 障がい者（児）への理解促進、啓発（再掲）

③ 地域福祉への理解を深める講座

さまざまな地域福祉活動に赤い羽根共同募金が活用されていることを知るとともに、福祉課題を解決するしくみづくり及び支え合いのまちづくりに貢献する地域支援者の活動について理解を深められる機会を持ちます。



④ 高齢者への理解促進啓発【拡充】

福祉授業のための貸出機材として保有している高齢者疑似体験セットの地域や学校での活用を進め、体験的に高齢者の身体的不自由さや心情を理解することによって、思いやりの心を育てることを目指します。また、登録ボランティアの活躍の場を広げる使用方法や高齢者への接し方のポイントを伝えるボランティアの育成や、区内高齢者施設の協力を得て活用方法動画を作成することも検討します。



(4) 災害ボランティアセンター設置を想定した対応

災害時の関係機関・団体との効果的な連携について検討の取り組みを進めるとともに、ボランティアセンター登録ボランティアやボランティア講座受講生に対する災害時のボランティア活動についての意識調査を行った結果を踏まえて、防災についての学習会やチャリティーコンサートを開催します。

また、赤い羽根共同募金を活用し災害時を想定した防災備品の配備を進めます。

(5) 「KOBESHINIA元気ポイント」制度の運営への協力

神戸市が実施する「KOBESHINIA 元気ポイント」制度の運営に協力し、シニア層の方が地域の支え合い活動等に参画しやすくなるしくみづくりに取り組みます。

2. 募金活動等助成金の広報・啓発

神戸市中央区共同募金委員会による赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい運動に寄せられた募金を、区内の社会福祉団体、社会福祉施設、ボランティアグループ等へ助成すること及び本会が推進する地域課題の解決のための取り組みに活用することにより、地域福祉の推進を図ります。



(1) 赤い羽根共同募金助成金事業

共同募金運動の強化及び配分事業の透明化の実現に向け、より一層寄付者

の理解を得られるような募金の使い方ができる工夫を行います。

また、赤い羽根地域づくり助成（公募助成）が新たな地域活動の進展につながるよう広報を強化するとともに、寄付者の助成金事業への見学及び参加をコーディネートし、顔の見える関係の促進を図ります。



（２）歳末たすけあい募金助成金事業

歳末たすけあい募金の財源を活用し、高齢者、障がい者等が地域において孤立することなく自分らしく安心して暮らすことができるよう、支援を行います。

（３）善意銀行の運営

- ① 善意銀行事業が区民に浸透するよう、ホームページや SNS、イベント等において啓発の機会を取り入れていきます。
- ② 児童福祉指定預託の寄付金を活用し、地域の子育て支援団体の支援を行います。
- ③ 長年預託いただいている企業や個人に対し理事長表彰を行い、これまでの活動に対して感謝を伝えるとともに、表彰式を通じ、より多くの方に善意銀行事業を知っていただきます。
- ④ 日々ご寄付いただく金品預託の払出事業の他、該当者が確認できた場合に交通遺児助成金や火災見舞金事業を実施します。
- ⑤ 善意銀行にご寄付いただいた金銭をもとに、地域の実情や預託者の意向に合わせた助成事業を実施し、中央区の地域福祉の向上に努めます。

3. 顕彰（理事長感謝状の贈呈）

多年にわたる社会福祉活動及び金品労力の提供により、地域の社会福祉増進に貢献した団体及び個人に感謝の意を表すとともに、社会福祉活動を広める一助とすることを目的に、理事長感謝状の贈呈を行います。

4. 広報・啓発活動の推進

区民の本会への理解促進と地域活動に関心を寄せてもらうため、日々の活動について紹介するとともに、助成金やイベント情報など、関連団体から寄せられる情報を発信します。

（１）ホームページの内容の充実

より効果的に本会の事業の紹介や福祉に関する情報の発信を行うため、ホームページの充実を行い、より一層広報の強化に努めます。

(2) SNS (Facebook・Twitter・Instagram) の活用

事業開催周知及び報告を中心にタイムリーに情報を発信し、より多くの方々に地域に密着した地域福祉活動を紹介します。

5. 能登半島地震における被災地支援

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援のため、本会職員が、近畿ブロック府県・指定都市社協の一員として、石川県七尾市社会福祉協議会災害ボランティアセンターに応援出務を行います。

息の長い復興の支援を行うとともに、災害ボランティアセンター運営のノウハウや気づきを共有し、日々の業務に活かして災害時に備えます。

また、被災地の情報収集に努め、状況を踏まえた支援策を検討します。

6. 市区社協あり方検討

令和4年度から実施されている「市・区社協組織体制あり方検討会」へ参画し、市・区社協それぞれが果たす役割の明確化と地域における事業展開の強化を図るため、引き続き、理事、評議員での議論を進めます。